告示

○内閣府
内閣府関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業について定める件の一部を改正する件　二四　一　二
二三〇七―構造改革特別区域計画を認定した件　一七　273
二三〇四―構造改革特別区域計画の変更を認定した件　一七　273
二三一五―構造改革特別区域計画の認定を取り消した件　一七　273　四
二三一五三―地域再生計画を認定した件　一七　273　六
二三六八件　地域再生計画の変更を認定した件　一七　273　七
二三六九　地域再生計画の認定を取り消した件　一七　273　七
二三七〇　総合特別区域計画を認定した件　一七　273　七
二三七一―総合特別区域計画の変更を認定した件　一七　273　七
二三七五　沖縄振興特別措置法第二十六条の規定に基づき特定販売施設及び旅客ターミナル施設を指定する件の一部を改正する件　二〇　276　一
二三八二　○内閣府、復興庁、総務省　内閣府設置法、復興庁設置法及び国家行政組織法の規定に基づき平成二十四年十月一日現在の行政機関の組織を告示する件　六　264　一
二三八三　○宮内庁　平成二十五年新年祝賀の儀を行われる件　一二　三　二
一三　皇居において新年一般参賀を行う件　七　二
三八　○国家公安委員会　猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則第四条第二項の規定に基づく告示　五　二
三九　駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件　二七　280　一
四〇　普通自転車の型式認定番号を指定した件　二七　280　二
四一　原動機を用いる身体障害者用の車いすの型式認定番号を指定した件　二七　280　三
○金融庁
八一　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件　七　266　一
八二　最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件　七　266　九
八三　本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件　七　266　一三
八四　銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件等の一部を改正する件　一三　一
八五　銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件　一七　273　九
八六　金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき信用格付業者の関係法人を指定する件　二七　281　二
八七　金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件　二八　二
八八　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件　二八　二
○金融庁、法務省、財務省
五　社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件　七　266　一三
○金融庁、財務省、経済産業省
五　株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件　七　266　一三
一七　○金融庁、農林水産省　農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件　七　266　一七
七　○復興庁　東日本大震災復興特別区域法第四十四条第一項に規定する指定金融機関を指定した件　二一　四
○総務省
四一三　衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について異動の届出のあった件　三　三
四一四　衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について異動の届出のあった件　三　三
四一五　衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出のあった件　三　三
四一六　衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について届出のあった件　三　三
四一七　政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件　三　三
四一八　政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　三　三
四一九　〃　四　262　一
四二〇　陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件の一部を改正する件　五　263　一四
四二一　特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件の一部を改正する件　五　263　一七
四二二　別に定める特定小電力無線局の無線設備及び周波数の許容偏差を定める件　五　263　一七